

重要

平成 23年 11月 14日

技術者に関する記載上の留意点

住宅保証機構株式会社の新規登録及び更新登録にあたり保証物件に携わる所属技術者を登録し、技術責任者を選任する必要があります。

1. 業務概要書の技術責任者欄（必須）

- a. 登録地盤会社を統括する技術者を一名選任してご記入ください。
- b. 複数の事業所がある場合は、それぞれの事業所を統括する技術者を1名選任してご記入ください。
- c. 所属事業所欄には選任された技術者が配属された事業所名（例：東京営業所）を記入してください。
- d. 事業所数が多く一枚に収まらない場合は別途一覧表を作成してください。

※ 注意

- (1) 技術責任者は住品協の「住宅地盤主任技士」か又は「住宅地盤技士」の資格者でかつ住宅地盤に関する経験年数が5年以上であることと定められています。
- (2) 住宅地盤主任技士又は住宅地盤技士が所属しない場合でも、例外処置の特例が適用される場合は、住品協の「実務者研修会修了者」を技術責任者とすることができます。（**新規登録時のみ**）

2. 所属技術者調査票（必須）

- a. 所属技術者調査票は事業所単位にまとめてご記入ください。
- b. 事業概要書に記載された技術責任者は必ず掲載してください。
- c. 住品協に登録された技術者（「住宅地盤主任技士」、「住宅地盤技士」、「実務者研修会修了者」のみ記載してください。（**※有効期限内の方のみ**）
- d. 下請け会社に所属する技術者は掲載しないでください。
- e. 記入者の印がないものは無効となりますのでご注意ください。

3. 技術責任者略歴書（必須）

- a. 事業概要書に記載された技術責任者個々人の、氏名・年齢などの他、所属事業所・連絡先・職歴・業務履歴・実績・取得資格等をご記入ください。
- b. 「技術責任者の連絡先等」・「職歴・業務履歴・実績等」・「取得資格」の欄には空白がないようにご留意ください。
- c. 代表者印がないものは無効となりますのでご注意ください。

4. 技術責任者認定申請（新規登録時で資格要件に満たない技術者を技術責任者にする場合）

- a. 事業概要書に記載された技術責任者ごとにご記入ください。
- b. 認定を希望する者のプロフィールの欄には空白がないようにご留意ください。
- c. 代表者印がないものは無効となりますのでご注意ください。

特定非営利活動法人住宅地盤品質協会 東京事務局

Tel : 03-3830-9823 Fax : 03-3830-9852